

令和7年度事業計画書

群馬県農業共済組合

基本計画

近年、全国各地で発生する自然災害は多頻度化・激甚化する傾向にあり、加えて、飼料・肥料・生産資材や燃料等の価格は高止まりしており、農業経営に深刻な影響を与えている。このような状況の中、農業経営のセーフティーネットである「収入保険制度」と「農業共済制度」の二つの農業保険制度の重要性はより一層高まっており、普及推進が急務とされている。

昨年6月に、25年ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」では食料安全保障が基本理念に据えられ、本年3月には中長期的な施策の方向や目標を示す新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定された。

同計画には、急激な減少が予想される農業従事者や経営体の持続的生産を支えるセーフティーネット対策の重要性が強調されており、災害や価格低下など幅広いリスクに対応する収入保険の加入推進を重点的に実施していく方針が示されている。

本組合では、両制度の推進に当たり、農産物の品目の枠にとらわれず、あらゆるリスクに対応できる収入保険制度の普及推進に優先的に取り組むこととし、特に地域の農業形態を踏まえた中で農業共済制度の補償対象外作物を栽培している農業者への推進を重点とする。

農業共済制度は、頻発する雹害等に対応するため園芸施設共済の更なる加入推進や、農作物共済・畑作物共済及び果樹共済の白色申告農家には全相殺方式への加入移行を図るとともに、青色申告者に対しては、収入保険の加入推進を図る。

業務運営に当たっては、コンプライアンスの遵守及び内部監査によるガバナンスの強化の徹底を図る。また、共済事業の減少に伴う事務費賦課金の減少、低位で推移している利息収入の影響により、業務経費の削減がより一層求められる中、組織を挙げて事務の効率化・業務経費の適正執行をさらに押し進めていくものとする。

■ 引受計画と実施方策

農作物共済

1. 引受計画

自然災害や病虫害が多頻度化している昨今、災害リスクへの備えとして農作物共済への加入の重要性を周知して引受拡大に取り組む。

水稻は、加入者の大半が半相殺方式の加入である。しかし、半相殺方式では、近年特に見られる高温の影響による白未熟粒やイネカメムシの加害による斑点米等の品質低下の被害は補償できない。今後も品質低下の被害が懸念されることから、品質低下も補償可能な引受方式等への移行を強く勧めて補償の拡充を図る。具体的には、青色申告者には収入保険へ、出荷資料等で収穫量及び等級が把握可能な加入者には品質方式への移行を勧める。また、収入保険及び品質方式に移行できない加入者には、白色申告書等で収穫量の把握が可能であれば最高補償割合の高い全相殺方式への移行を勧める。さらに、全ての水稻共済加入者に耕地ごとに半損以上の被害を対象とする一筆半損特約の付加を推奨して補償の拡充を図る。

未加入者には、パンフレット等を配付するほか、戸別訪問による推進を積極的に行い無保険者の解消に取り組む。

麦は、殆どの農業者が全量を出荷施設へ搬入していることから、青色申告者には収入保険への移行を勧め、収入保険に移行しない加入者には災害収入共済方式または全相殺方式へ移行を勧めて補償の拡充を図る。さらに、全ての麦共済加入者に一筆半損特約の付加を推奨する。

なお、麦は経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物であることから、同対策に係る栽培実態と加入有資格者を把握し、未加入者全戸を戸別訪問して引受拡大に取り組む。

引受目標を水稻 7, 365 ha、麦 3, 503 ha とする。

2. 実施方策

農業保険法・事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理並びに補償の充実及び未加入者の解消を図るため、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 一体化台帳による有資格農業者の把握並びに未加入者の加入推進
- (3) 青色申告者に対する収入保険への移行推進
- (4) 品質低下も補償可能な水稻品質方式、麦災害収入共済方式への移行推進
- (5) 白色申告者に対する全相殺方式への移行推進
- (6) 一筆半損特約付加による補償充実の推奨

家畜共済

1. 引受計画

ウクライナ情勢や歴史的な円安による配合飼料等の価格高騰、物価高の影響による肉用子牛価格の低下等により畜産業界は厳しい現状となっている。そのような中、不慮の災害、傷病等による被害に備え安定的な畜産経営に資するため、家畜共済への加入が重要であることを周知する。また、飼養形態等に応じて個々のニーズにあった加入プランを作成し未加入者に提案型の推進を行う。

《死亡廃用共済》

過去の共済金支払実績等から、事故リスクの高い酪農家に対しては、全ての共済事故を補償対象とした事故除外なしへの加入プランを提案し、相対的に事故リスクの低い肉用牛農家に対しては、補償対象となる共済事故を限定し掛金を抑えた事故除外方式への加入プランを提案する。

《疾病傷害共済》

危険段階別共済掛金率の設定方法が改正されたことにより、同等の掛金で補償額の選択範囲が拡大されたことを周知し、最高補償額での加入を推進する。

目標引受戸数 死亡廃用共済 9 0 1 戸、疾病傷害共済 5 0 0 戸とする。

《死亡廃用共済》

・搾乳牛	2 7 0 戸
・育成乳牛	1 8 9 戸
・繁殖用雌牛	1 5 4 戸
・育成・肥育牛	2 3 7 戸
・種豚	2 7 戸
・肉豚	2 4 戸

《疾病傷害共済》

・乳用牛	2 7 1 戸
・肉用牛	2 1 5 戸
・種豚	1 4 戸

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の獲得
- (3) 提案型による加入推進
- (4) 子牛選択の推進
- (5) 指定獣医師との連携強化による加入推進
- (6) 危険段階別共済掛金率設定方法の改正内容について説明及び周知

果樹共済

1. 引受計画

りんご及びなしの栽培実態と加入資格者を把握するとともに、青色申告者には収入保険を推進し、収入保険を希望しない場合や白色申告者へは全相殺方式への加入を勧める。また、白色申告者には青色申告への切り替えを推奨する。

引受目標を りんご1, 343a、なし538aとする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と収入保険へ移行に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による加入推進
- (3) 青色申告者に対する収入保険への移行推進
- (4) 収入保険を希望しない青色申告者や白色申告者に対する全相殺方式への移行推進
- (5) 白色申告者に対する青色申告への切り替えの推奨

畑作物共済（大豆）

1. 引受計画

経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物として栽培されていることから、同対策に係る大豆の栽培実態と加入資格者を把握するとともに、青色申告者には収入保険を推進し、収入保険を希望しない場合や白色申告者へは全相殺方式への加入を勧める。

引受目標を2, 698aとする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による加入推進
- (3) 青色申告者に対する収入保険への移行推進
- (4) 収入保険を希望しない青色申告者や白色申告者に対する全相殺方式への移行推進

畑作物共済（蚕繭）

1. 引受計画

高齢化による廃業・規模縮小に伴い養蚕農家、収繭量は年々減少しているが、繭生産量は全国の約4割を占める養蚕県のため、関係機関と連携して有資格農業者を的確に把握し、新規就農者へ加入を勧め、本県養蚕業の維持発展と養蚕農家の経営安定に努める。

引受目標を356箱とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と養蚕農家の経営安定に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による加入推進
- (3) 関係機関との連携強化

園芸施設共済

1. 引受計画

園芸用ハウスは、台風、雪害及び雹害等の自然災害によって大きな損失を受けることが多く、それらの災害で受けた損失を補償する園芸施設共済への加入の重要性について施設園芸農家や関係機関等に積極的に呼びかけて引受拡大に取り組む。

具体的には、有資格農業者を的確に把握し、災害リスク啓発チラシ及び新規加入者ご紹介キャンペーンを活用した推進を実施する。さらに、戸別訪問及び生産組織等との集団加入の推進により、農業者ニーズに応じた加入プラン提示等の施策を講じて新規加入者の獲得と継続加入者の完全確保を図り無保険者の解消に努める。

なお、令和7年度の目標戸数加入率を64%とし、目標達成に向けて職員一丸となって取り組む。

引受目標を2,664戸とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 数値目標、ターゲット設定の推進計画の策定
- (3) 継続加入者の完全確保
- (4) 有資格農業者の把握並びに未加入者への戸別訪問による加入推進
- (5) 農業者ニーズに応じた加入プラン提示による加入推進
- (6) 生産組織等との集団加入による加入推進
- (7) 関係機関等に参加推進協力の働きかけ
- (8) 災害リスク啓発チラシの配付
- (9) 新規加入者ご紹介キャンペーンによる引受拡大

建物共済・保管中農産物補償共済

1. 引受計画

継続加入率100%を目標に、加入申込書の完全回収と、未継続者への補完推進を実施し、再加入および未保険物件の獲得に努める。

また、近年多発している自然災害や落雷事故時の際に、加入者個々の加入内容を把握し、ニーズに沿った提案による加入推進を実施する。

さらに、資源台帳を活用し、制度共済並びに収入保険加入者で建物共済未加入者の新規獲得の加入推進等を実施する。

総共済金額9,169億3千万円を引受目標とする。

2. 実施方策

農業保険法・約款等に基づく適正な事務処理と適正で十分な補償額の推進に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 継続加入者の確保
- (3) 総合共済の加入推進
- (4) 適正な共済金額への加入推進
- (5) 未加入物件の新規推進
- (6) 事故調査時における提案型推進の実施
- (7) 各事業とのセット推進による新規加入者の獲得
- (8) 推進状況の定期把握
- (9) 小損害実損填補特約付帯の推進

収入保険

1. 引受計画

全国各地で多発する自然災害や、近年の不安定な国際情勢は、農業経営に深刻な影響を与えている。このような状況下、様々な予測不能なリスクによって生じる農業収入の減少を総合的に補填する収入保険制度の重要性はますます増加している。

収入保険の普及推進は、NOSA主催の会議はもとより、収入保険の加入推進を目的とした組織である「収入保険推進協議会」の構成団体となる県・JA等関係機関主催の農業者を参集する各種会議・研修会等に積極的に参加するとともに、県内の農業関係業者や税理士事務所等に引き続き協力依頼し普及推進に努める。

令和7年度の目標達成に向けて、今まで積み重ねた情報を基に、地域の農業実態を踏まえた推進や、保険料等の助成措置を実施する市町村の農業者を中心に、メリハリをつけた推進を実施する。同時に、職員研修を実施し、普及推進力のスキルアップを図る。

また、農林水産省共通申請サービスを利用したオンライン申請や、税申告書類の記

帳方法等をサポートするなど、オンライン申請と併せて青色申告の普及啓蒙にも取り組む。

引受目標を1,950経営体とする。

2. 実施方策

農業保険法・全国農業共済組合連合会事業規程・農業経営収入保険事業実施要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 支所ごとに引受目標を設定し、進捗状況・優良事例・問題点等を共有化
- (3) 農業保険推進協議会、収入保険推進協議会の構成団体の協力による制度普及
- (4) 役職員のトップセールスによる加入推進
- (5) 職員研修会による制度内容の習得及び普及推進力のスキルアップ
- (6) オンライン手続等加入申請をサポート
- (7) パンフレット・チラシ等での制度周知及びシミュレーション等を活用した戸別推進
- (8) 農業共済事業と合わせた加入推進
- (9) 青色申告者への切り替えに対する税申告書類の記帳方法等をサポート
- (10) 「農業経営収入保険加入協力奨励金交付要領」に基づき、協定締結による新規加入者の獲得
- (11) 関係機関等の各種会議・研修会に参加しての制度普及
- (12) 農閑期の効率的な加入推進
- (13) 県・市町村へ保険料等に対する助成依頼
- (14) 保険料等助成を実施する市町村の農家への積極的な推進

■ 損害評価の適正化方策

農作物共済

1. 見回り調査を実施し、生育・被害状況等を的確かつ早期把握に努め、実態に即した被害申告を促し、適正な損害評価に役立てる。
2. 水稻の高温障害に対応するため、調査圃場に積算温度計を設置し、その結果に基づき関係機関との連携を密にし、必要に応じて迅速な注意喚起を行う。
3. 基礎組織役員及び職員の損害評価技術の向上を図るため、検見競技会等の研修会を開催し、任務の重要性について認識を高めるとともに適正な損害評価を実施する。
4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

家畜共済

1. 死廃事故の適正化

- (1) 加入農家・診療獣医師等に対して事故報告の徹底を周知するとともに、廃用事故認定基準細則を基に、次の「廃用等の範囲」を遵守する。

《廃用等の範囲》

- 1号廃用 疾病または不慮の傷害によって死に瀕したとき。
- 2号廃用 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
- 3号廃用 骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病（BSE・牛伝染性リンパ腫・創傷性心臓炎・放線菌症・歯牙疾患・顔面神経麻痺・不慮の舌断裂による採食不能）若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
- 4号廃用 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかになった日から30日以上、生死が不明のとき。
- 5号廃用 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失ったとき（ただし、共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。
- 6号廃用 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害により泌乳能力を失ったとき（ただし、分娩後1年以内の事故とし、事故の原因が共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。
- 7号廃用 出生子牛の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなきとき（前肢彎曲症、軟骨形成不全等）。

- (2) 死に瀕するもの以外の廃用事故については、指定獣医師等の協力を得て特定日・事前予約による効率的な確認を行い、引続き事故確認を完全実施する。

- (3) 土曜日の事故確認は、組合獣医師職員が対応することにより効率化を図る。

なお、ゴールデンウィーク、年末年始等の長期にわたる休日は、県及び関係機関の死亡畜取り扱い状況を鑑み、実態に沿った事故確認を行う。

- (4) 画像による死亡事故確認が可能になったことを加入者へ周知するとともに、指定獣医師等に協力を依頼し、効率的な死亡事故確認を行う。

2. 病傷事故の適正化

- (1) 電子カルテシステム機能強化により、開業獣医師等への普及推進を図り、カルテ作成及び内容審査等の業務合理化に努める。
- (2) 指定獣医師に対し、事故発生通知・病傷事故診断書等必要書類の期限内提出の周知徹底を図るとともに、提出遅延等の診断書については組合で定めた免責基準を適用する。
- (3) 指定外獣医師に対し、病傷事故診断書に係る診療費領収書等の提出を周知徹底する。
- (4) 内容審査において病傷事故給付基準に則した適正な審査を行うとともに、病傷事故診断書内容について1割以上の現地確認を徹底する。

3. 指定獣医師との連携強化

死産事故・病傷事故の事務処理の適正化を図るため、指定獣医師との連携を強化する。

果樹共済

- 1. 共済事故が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
- 2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。
- 3. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。
- 4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

畑作物共済（大豆）

- 1. 共済事故が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
- 2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。
- 3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

畑作物共済（蚕繭）

- 1. 共済事故が発生したつど遅滞なく被害申告を行うよう促すとともに、関係機関等の協力を得ながら被害状況・出荷量を把握して適正評価に努める。

2. 桑葉被害にあつては、速やかに見回り調査を行い収桑量並びに買桑量調査を実施するとともに、計画箱数に対応する桑園の適正申告について周知に努める。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

園芸施設共済

1. 共済事故が発生したつど遅滞なく被害申告を行うよう促す。
2. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。
3. 施設内農作物に被害が発生した時は、状況により関係機関の指導員等のアドバイスを仰いで適正な損害評価に努める。

建物共済

1. 適正な被害申告を促し、損害評価の迅速化及び地震、台風、雪害等の広域災害が発生した場合の損害評価体制と簡易評価方法の確立を図り、適正な損害評価と共済金の早期支払いに努める。
2. 職員を対象とした損害評価研修会を開催し、評価技術の向上並びに知識の習得を図る。
3. 近年、悪徳業者による保険金詐欺等のトラブルが多発している。消費者庁・日本損害保険協会が発行するチラシを参考に加入者へ注意喚起を促す。
4. 適正且つ迅速な損害評価を行うため、鑑定士等の外部機関と直ちに連携できる体制を整え、モラルリスク案件はリサーチ会社等の外部機関に調査依頼して不正請求の防止及び抑止に努める。

■損害防止事業の実施方策

農作物共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付や土壌診断等、効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・J A等の関係機関と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

家畜共済

1. 特定損害防止事業

共済事業の収支安定に資するため、農林水産大臣が定める特定疾病による損害防止事業を効率的かつ適正に実施する。主に乳牛で発生頻度の高い周産期病・乳房炎、肉牛で発生頻度の高い呼吸器疾患、これらの検査、指導を重点的に行うことにより被害率の低下に努める。

2. 一般損害防止事業

加入農家ニーズの把握に努め、薬剤などの損害防止品を配付し、効果的な損害防止事業の実施に努める。

果樹共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付や土壌診断等、効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・J A等の関係機関と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

畑作物共済（大豆・蚕繭）

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤配付等、要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・J A等の関係機関と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

園芸施設共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除資材配付等、効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・J A等の関係機関と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

■ 執行体制の整備

業務運営及び組織機能強化

1. 理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき四半期に1回及び必要に応じて随時開催し、事業の執行計画に関する事項、事業の進行、成果及び会計状況に関する事項、その他事務の執行上必要となる事項等について審議し、組合運営の健全性及び適切性の確保に期する。
また、組合員理事研修会を開催し、適正な組合運営に向けた管理体制の構築に努める。
2. 監事会は、定款及び監事監査規則に基づき年間の監査方針等の協議を行い、定時監査及び必要に応じて臨時監査を開催し、組合の財産の状況及び理事の業務執行状況を監査する。
また、定時監査に加え、財務の適正執行を図るため公認会計士による監査を実施する。
3. 定例支所長等会議・本所管理職会議を毎月開催し、ガバナンスを強化するとともにコンプライアンス及び倫理意識の高揚を徹底して、不祥事の未然防止を図り適正な業務運営に努める。
4. コンプライアンス・プログラムを着実に実践し、職員が法令等を遵守する自覚・認識の醸成に努める。
5. 「リスク管理基本方針」に基づき、業務が適正に実施されているか正確に把握して管理体制の整備・改善に努める。
6. 監査室は独立性を確保し、年2回の内部検査及び必要に応じて随時検査を実施するとともに職員との面談等の実施により業務形態及び職場環境の改善に努め、法令等遵守組織体制の構築並びに内部けん制機能の拡充を図り不祥事件の未然防止に努める。
7. 業務執行体制は、事務機械化等の集中処理による管理・統括機能の強化に努める。
また、組織を挙げて更なる事業の効率化を図るとともに、これまで以上に戸別訪問を主とする事業推進等の充実・強化に取り組む。
8. 農業者の経営情報や推進時の訪問記録等をまとめた農家資源台帳を整備・活用し、提案型の加入推進に努める。
9. 支所運営協議会及び地域事業検討委員会を軸に、事業推進体制の強化及び関係機関等と連携を図り、円滑かつ効率的な農業保険の普及推進等に努める。
10. 基礎組織役員に対して、円滑な事業推進及び適正な損害評価を行うため、損害評価方法等について研修・講習会を開催し、資質の向上を図る。
11. 職務遂行能力や農業保険に関する知識の習得に向け、計画的に職員研修会等を開催するとともに、農水省やNOSA I 協会が主催する研修会に参加する。
12. コンプライアンス体制の強化を図るとともに、個人情報等の取扱いについては、高いレベルのセキュリティ体制を確保し、職員に対して情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。

13. 業務の効率化や推進体制の強化を図るとともに、広域化した支所に適した業務体系の構築に努める。
14. N O S A I 女性の会の活動を推進するとともに、女性役員の登用に向けた組織体制の構築を進める。また、県の「ぐんま農村女性会議」と連携し、社会参画の推進に協力する。

事務機械化

1. 情報システム安全対策基準に基づき、情報セキュリティ対策の実施及び適正な安全管理の実践に努める。
2. 情報等に係る安全保持及び運用管理の効率化を図るため、機器及びシステム並びにデータの管理・保守を審査機関の認証を受けている業者に委託し一元管理する。
3. 事業や業務ごとに分散されているデータを統合管理するシステムの構築を目指し、業務の効率化や情報の有効活用に努める。
4. 国が進める「農林水産省共通申請サービス」の実施並びにW e b 型の「農業保険システム」の導入計画に基づき、事務機械化の中長期計画を見直して運用するとともに安定稼働を図る。

広報

1. 農業保険の普及拡大のため、農業保険推進用のパンフレットやホームページ等を活用する。
2. 広報紙「N O S A I ぐんま」を発行し、県内農業者等へ農業保険の情報発信に努める。
3. 農業共済新聞「関東版」により近県の情報を提供するとともに、普及拡大に努める。
4. 関係機関等が発行する広報紙や一般新聞への記事掲載、ラジオコマーシャル、W e b 広告等により、多くの地域に情報を伝える対外広報の積極的な展開に努める。

■ 予算統制の方策

1. 事業計画に基づく事業の遂行及び達成を図り、財源の確保に努める。
2. 資金計画及び運用方針に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスクを適切に管理し、安全かつ効率的な資金運用により収入確保に努める。
3. 運用管理委員会を四半期ごと及び必要に応じて開催し、運用状況の報告と運用内容について確認及び意見を求める。
4. 経常経費については、関係法令に基づき適正な執行に努めるとともに、業務運営の合理化・効率化により節減を図り、財務の安定化に努める。

■家畜診療所事業実施計画と実施方策

1. 実施計画

家畜診療業務を通じて家畜共済事業の推進及び損害防止活動の拡充を図ることにより畜産農家の経営健全化に寄与する。電子カルテ・ビデオ通話等の活用により診療業務の効率化に取組み、繁殖検診・受精卵関連業務をはじめとした生産獣医療の拡充を図る他、新たに血液検査・予防注射の管理等を提供し農家の事故低減に努める。また、県関係機関等と連携し、家畜伝染病予防法に定める豚熱（ＣＳＦ）等の防疫業務の協力に努める。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理及び家畜診療を通じた診療業務の拡充に向け次の事項に努める。

- （１）コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- （２）家畜共済事業の引受推進（引受率低位な肉用牛・種豚等の推進）
- （３）特定損害防止事業（乳用牛・肉用牛等の繁殖障害・周産期疾患・乳房炎・運動器疾患・牛伝染性リンパ腫・呼吸器疾患、新生子異常等）の実施
- （４）生産獣医療サービス（受精卵採卵・受精卵移植・人工授精・繁殖検診等）の拡充
- （５）加入家畜の死亡事故確認・廃用認定業務等の実施
- （６）関係機関及び指定獣医師等との連携・協力
- （７）豚熱（ＣＳＦ）等の防疫業務への協力

共済目的の種類別の概数、引受実績および計画

共済目的等 項目	組合員 等数	農作物共済			家畜共済								
		水稻	陸稲	麦	死 廃						疾病傷害		
					搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	種豚	肉豚	乳用牛	肉用牛	種豚
	戸	a	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
区域内の概数(A)	42,275	1,430,000	—	747,000	24,200	7,670	7,710	58,870	51,300	544,700	31,870	66,580	51,300
本年度引受計画(B)	42,275	半相殺方式	625,074	0	24,591	8,904	3,856	23,175	11,387	68,525	22,026	7,517	1,992
		全相殺方式	43,534	0									
		品質方式	67,873										
		災害収入共済方式											
		計	736,481	—									
本年度引受率(B/A)	100		51.5	—	101.6	116.1	50.0	39.4	22.2	12.6	69.1	11.3	3.9

共済目的等 項目	果樹共済（収穫）			畑作物共済				園芸施設共済										建物共済		
	りんご	ぶどう	なし	大豆	春蚕	初秋蚕	晩秋蚕	ガラス室		プラスチックハウス								農家建物		
								I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類 甲	IV 類 乙	V 類	VI 類	VII 類			
区域内の概数 (A)	a 39,700	a 18,900	a 18,900	a 14,763	箱 184	箱 134	箱 220	棟 —	棟 210	棟 6	棟 17,741	棟 1,121	棟 908	棟 507	棟 127	棟 7,162	棟 127	棟 105,687		
本年度引受計画 (B)	半相殺方式	1,343	0	538	半相殺方式	2,698	130.9	80.5	144.5	0	134	1	11,282	713	578	323	81	4,555	81	79,508
	全相殺方式	0	0	0	全相殺方式	0														
	計	1,343	0	538	計	2,698														
本年度引受率 (B/A)	3.4	0	2.8	18.3	71.1	60.1	65.7	0.0	63.8	16.7	63.6	63.6	63.7	63.7	63.8	63.6	63.8	75.2		

農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物（大豆・蚕繭）、園芸施設共済事業の規模

項目 共済目的等			引受面積等		共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)	
			本年度予定	前年度実績		A 総額	B国庫負担金	C農家負担金				
農作物	水稲		a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		半相殺方式	625, 074	620, 812	4, 020, 963	11, 084	5, 540	5, 544	4, 720	820	6, 364	
		全相殺方式	43, 534	43, 238	279, 231	995	497	498	308	189	687	
		品質方式	67, 873	67, 410	423, 856	3, 230	1, 615	1, 615	1, 910	△ 295	1, 320	
		計	736, 481	731, 460	4, 724, 050	15, 309	7, 652	7, 657	6, 938	714	8, 371	
	陸稲		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	麦	半相殺方式	87, 062	85, 860	201, 693	1, 198	599	599	47	552	1, 151	
		全相殺方式	35, 961	35, 465	164, 172	1, 370	685	685	66	619	1, 304	
		災害収入共済方式	227, 186	224, 049	1, 270, 875	20, 963	10, 594	10, 369	5, 688	4, 906	15, 275	
		計	350, 209	345, 373	1, 636, 740	23, 531	11, 878	11, 653	5, 801	6, 077	17, 730	
	小計		1, 086, 690	1, 076, 833	6, 360, 790	38, 840	19, 530	19, 310	12, 739	6, 791	26, 101	
家畜	包括個別共済	死亡 廃用	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			搾乳牛	24, 591	23, 864	4, 247, 732	210, 495	105, 247	105, 248	45	105, 203	210, 451
			育成乳牛	8, 904	9, 350	1, 364, 467	14, 032	7, 016	7, 016	14	7, 001	14, 017
			繁殖用雌牛	3, 856	3, 818	1, 067, 375	8, 617	4, 308	4, 309	11	4, 297	8, 606
			育成・肥育牛	23, 175	21, 774	4, 882, 453	62, 527	31, 263	31, 264	53	31, 209	62, 473
			種豚	11, 387	6, 582	761, 971	435	173	262	8	165	427
			肉豚	68, 525	43, 342	825, 133	323	129	194	9	120	314
		計		140, 438	108, 730	13, 149, 131	296, 429	148, 136	148, 293	140	147, 995	296, 288
		疾病 傷害	乳用牛	22, 026	21, 912	629, 599	239, 378	119, 688	119, 690	6	119, 683	239, 373
			肉用牛	7, 517	6, 928	119, 009	42, 578	21, 289	21, 289	1	21, 288	42, 577
			種豚	1, 992	406	1, 300	175	69	106	4	65	171
		計		31, 535	29, 246	749, 908	282, 131	141, 046	141, 085	11	141, 035	282, 120
	小計			171, 973	137, 976	13, 899, 039	578, 560	289, 182	289, 378	151	289, 031	578, 409

※農作物共済麦の前年度実績は、決算時の引受面積を記入。 家畜共済の前年度実績は、期首引受実績。

項目 共済目的等			引受		共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)
			本年度予定	前年度実績		A 総額	B国庫負担金	C農家負担金			
果樹	りんご		a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		半相殺方式	1,343	1,118	110,980	4,106	2,053	2,053	2,397	△ 344	1,709
		全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	1,343	1,118	110,980	4,106	2,053	2,053	2,397	△ 344	1,709
	ぶどう		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	なし	半相殺方式	538	394	46,770	2,713	1,356	1,357	1,852	△ 496	861
		全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	538	394	46,770	2,713	1,356	1,357	1,852	△ 496	861
	小計		1,881	1,511	157,750	6,819	3,409	3,410	4,249	△ 840	2,570
	畑作物	大豆	半相殺方式	2,698 a	1,665 a	2,488	12	7	5	1	6
全相殺方式			0	0	0	0	0	0	0		
計			2,698	1,665	2,488	12	7	5	1	6	11
蚕繭		春蚕	130.9 箱	135.3 箱	8,350	98	49	49	5	44	93
		初秋蚕	80.5	88.4	4,840	24	12	12	2	10	22
		晩秋蚕	144.5	155.2	8,540	130	65	65	10	55	120
		計	355.9	378.9	21,730	252	126	126	17	109	235
小計				24,218	264	133	131	18	115	246	
園芸施設	ガラス室		棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		I 類 (木造)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		II 類 (鉄骨)	134	134	1,900,534	12,043	6,021	6,022	3,584	2,437	8,459
	プラスチックハウス	I 類 (木竹)	1	1	62	1	0	1	1	1	0
		II 類 (パイプ)	11,282	10,589	5,236,705	83,929	41,964	41,965	32,630	9,334	51,299
		III 類 (鉄骨下)	713	540	3,185,256	41,894	20,947	20,947	17,402	3,545	24,492
		IV 類 (甲)	578	452	3,899,035	26,765	13,382	13,383	10,421	2,961	16,344
		IV 類 (乙)	323	252	2,865,238	14,789	7,394	7,395	3,149	4,245	11,640
		V 類 (鉄骨上)	81	59	616,816	2,937	1,468	1,469	805	663	2,132
		VI 類 (雨よけ施設等)	4,555	4,467	1,692,279	16,601	8,300	8,301	2,337	5,963	14,264
		VII 類 (多目的ネット)	81	81	64,239	587	293	294	109	184	478
		小計	17,748	16,575	19,460,164	199,546	99,769	99,777	70,438	29,331	129,108
合計				39,901,961	824,029	412,023	412,006	87,595	324,428	736,434	

(注) 果樹・畑作物・園芸施設共済はラウンドのため一致しない場合がある。

イ 任意共済事業の規模

項目 共済目的等		引受		共済金額	共済掛金			保険料 B	保険手数料 C	手持共済掛金 A-(B-C)
		本年度予定	前年度実績		掛金総額	純掛金 A	事務費			
建物共済関係	建物総合	棟 12,639	棟 12,626	万円 14,084,000	千円 311,171	千円 214,272	千円 96,693	千円 93,351	千円 31,273	千円 152,194
	収容農産物 タイプA	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0
	収容農産物 タイプB	(1)	(1)	300	9	6	3	3	1	4
	建物火災	66,869	66,802	77,609,000	665,325	366,258	298,471	199,598	80,837	247,497
	計	79,508	79,428	91,693,300	976,505	580,536	395,167	292,952	112,111	399,695
	保険割合 30%						保険手数料率 建物火災40.5% 建物総合33.5% 収容農産物25.5%			
保管中農産物補償共済	保管中農産物 補償Aタイプ	棟 1	棟 -	万円 100	円 2,500	円 1,750	円 750	円 2,500	円 375	円 -
	保管中農産物 補償Bタイプ	1	-	100	6,500	4,550	1,950	6,500	975	0
	計	2	0	200	9,000	6,300	2,700	9,000	1,350	0
	保険割合 100%						保険手数料率 Aタイプ15.0% Bタイプ15.0%			